

第四号様式 (平18内府令86・全改、平19内府令85・令元内府令2・令2内府令75・一部改正)

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

法第27条の26第3項

【提出先】

\_\_\_\_財務(支)局長

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【提出日】

\_\_\_\_年 月 日

第1【届出者の概要】(4)

1【届出者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

2【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

3【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

4【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

第2【基準日】(5)

新基準日	
------	--

旧基準日	
基準日変更の理由	

第3【届出者の類型】(6)

届出者の類型	
金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称	

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 金融商品取引業者等（第11条第4号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この様式において同じ。）又は国若しくは地方公共団体は、その共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- b 変更の届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、届出者の氏名又は名称に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- c 変更の届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項のすべてについて記載すること。

(2) 提出書類

「基準日の届出書」又は「基準日等の変更の届出書」のいずれかを記載すること。

(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- a 届出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。
- b 届出者が、金融商品取引業者等又は国若しくは地方公共団体である場合であって、当該届出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出するときは、当該届出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること。なお、当該共同保有者が、当該届出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（法第27条の30の5第1項の規定により当該届出書を書面で提出する場合には、届出書1通につき1通ずつ添付すること。）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること。

d 届出者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。

(4) 届出者の概要

第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」に準じて記載すること。

(5) 基準日

a 基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に令第14条の8の2第2項各号に掲げる日の組合せのうちいずれか一を選択したものを記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に変更後の基準日（令第14条の8の2第2項各号に掲げる日の組合せのうちいずれか一を選択したものを）を記載し、「旧基準日」欄に変更前の基準日を記載すること。

b 基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(6) 届出者の類型

a 「届出者の類型」欄には、第11条各号又は第14条各号に掲げる者のいずれの者に該当するかを記載すること。なお、記載に当たっては、該当する根拠規定（例えば、「第11条第1号」）を記載すること。

b 「金融商品取引業者等、国又は地方公共団体である共同保有者の氏名又は名称」欄には、届出者が第11条第4号又は第14条第2号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合を含む。）に、当該届出者の共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）であって、金融商品取引業者等に該当する者の氏名又は名称を1つ記載すること。